

# 文教厚生委員会資料

教 育 委 員 会  
令和 2 年 1 2 月 8 日

## 一般事件案

1. 第 1 3 2 号議案  
公の施設の指定管理者の指定について ..... P 1

## 予算案

1. 第 1 2 2 号議案 令和元年度島根県一般会計補正予算（第 8 号）  
〔教育委員会関係分〕 ..... P 2

## 報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症対策について ..... P 4
2. しまね特別支援教育魅力化ビジョンについて ..... P 7
3. 史跡の追加指定及び登録記念物の登録について ..... P 1 2



## 教育委員会所管 公の施設の指定管理者の指定について

### 1. 対象施設及び指定管理者の業務等

#### (1) 対象施設名

施設名	所在地	公募額
県立古代出雲歴史博物館	出雲市大社町	1,527,360 千円

#### (2) 指定管理者の主な業務

観覧料の徴収、誘客・広報、施設の維持管理等

#### (3) 指定する期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

### 2. 指定管理者候補の選定及び選定結果について

#### (1) 応募者

ミュージアムいちばた（一畑電気鉄道・近畿日本ツーリスト中国四国共同事業体）  
（松江市）【現指定管理者】

#### (2) 選定方法等

令和2年10月14日 指定管理者候補選定委員会（委員5名）により面接審査を実施

#### (3) 選定結果

申請者	応募額	評価得点	選定結果
ミュージアムいちばた	1,527,360 千円	83.60	○

#### 【面接審査状況】

応募者は1者のみであり、提出された事業計画を審査した結果、条例で定められた指定基準を満たす者と判断し、指定管理者候補として選定

## 令和2年度11月補正予算案の概要について (教育委員会)

### 令和2年度島根県一般会計補正予算(第8号)

#### 1. 補正予算額の概要

(単位：千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	137,823	137,823			137,823	137,823
教育施設課	2,026,538	1,718,412	▲ 58,000	▲ 58,000	1,968,538	1,660,412
学校企画課	5,851,017	3,482,394	▲ 60,051	▲ 60,051	5,790,966	3,422,343
教育指導課	1,518,703	1,029,428	▲ 7,547	▲ 7,547	1,511,156	1,021,881
特別支援教育課	1,152,402	981,965	▲ 2,348	▲ 2,348	1,150,054	979,617
保健体育課	135,689	126,031			135,689	126,031
社会教育課	456,883	394,822	▲ 5,000	▲ 5,000	451,883	389,822
人権同和教育課	35,941	28,907			35,941	28,907
文化財課	1,672,944	819,140	▲ 5,987	▲ 5,987	1,666,957	813,153
福利課	233,922	187,090			233,922	187,090
事業費計	13,221,862	8,906,012	▲ 138,933	▲ 138,933	13,082,929	8,767,079
給与費計	72,164,493	58,613,540	0	0	72,164,493	58,613,540
合計	85,386,355	67,519,552	▲ 138,933	▲ 138,933	85,247,422	67,380,619

※給与費は全額総務課で計上

## 2. 課別事業別一覧

(単位：千円)

課名 事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
教育施設課	2,026,538	▲ 58,000	1,968,538	0	0	0	0	0	▲ 58,000
1 教育財産維持管理費	1,164,278	▲ 58,000	1,106,278	寄宿舎網戸及び格子設置の執行見込みによる減					
学校企画課	5,851,017	▲ 60,051	5,790,966		0	0	0	0	▲ 60,051
1 地域人材を活用した指導力等向上事業	623,208	▲ 17,902	605,306	業務アシスタント追加配置見込みによる減					
2 教職員総務費	283,103	▲ 5,065	278,038	修学旅行延期による旅費の減					
3 学校管理運営費	1,542,896	▲ 37,084	1,505,812	寄宿舎開寮日延長経費について執行見込みによる減					
教育指導課	1,518,703	▲ 7,547	1,511,156	0	0	0	0	0	▲ 7,547
1 未来の創り手育成事業費	214,935	▲ 7,547	207,388	遠隔授業に関する環境整備の執行見込みによる減					
特別支援教育課	1,152,402	▲ 2,348	1,150,054	0	0	0	0	0	▲ 2,348
1 学校管理運営費	731,076	▲ 2,348	728,728	修学旅行延期による旅費の減					
社会教育課	456,883	▲ 5,000	451,883	0	0	0	0	0	▲ 5,000
1 家庭教育の支援体制整備事業	5,400	▲ 5,000	400	全国高等学校PTA連合大会の開催延期による減					
文化財課	1,672,944	▲ 5,987	1,666,957	0	0	0	0	0	▲ 5,987
1 島根の歴史文化活用推進事業	62,588	▲ 5,987	56,601	「出雲と大和」展の精算及び歴博特別展の未実施による減					

## 3. 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額	所管課
1 古代出雲歴史博物館管理運営事業費	令和3年度 ～ 令和7年度	1,527,360	文化財課

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1. 冬季対策の状況

#### (1) 進学・就職試験等への対応

##### ① 進学・就職試験等に出かける場合

- ・ マスク着用や手洗いの徹底など、移動中を含め感染防止対策を万全にするよう指導
- ・ 県外に出かける生徒に対しては、帰県後2週間程度、毎朝の検温と記録、風邪症状の確認などについて、教職員が直接本人に確認するなどの健康観察を実施

##### ② 校内に感染者、濃厚接触者が出た場合

- ・ 感染者又は濃厚接触者（濃厚接触者として特定されるまでの期間を含む）として移動が制限される期間に、当該生徒に進学・就職試験等が予定されている場合は、受験先に現状を連絡し、対応を相談
- ・ 現地受験不可となった場合、リモート受験、受験日程延期等の可否確認を行い、受験機会の確保に努め、受験条件等が示された場合は、対応を協議
- ・ 感染者・濃厚接触者以外の生徒は、受験に関する制限を行わない

#### (2) 島根県公立高等学校入学者選抜への対応（10/23公表）

##### ① 推薦選抜・特別選抜・スポーツ推薦選抜（推薦選抜等）

- ・ 受検会場への移動等における感染リスクの軽減を最大限に図るための措置
  - ・ 県教育委員会にて松江会場を用意（実施日：令和3年1月19、20日）
  - ・ 各高等学校にて、松江会場の利用を決定
  - ・ 松江会場は、原則、対面による面接
- ・ 学校で感染者が発生し、当該学校内の実施が困難な場合は、別の施設で実施することがある
- ・ 感染症への罹患等で受検できない場合には、別日として1月25日を設定（学校会場とは別に、松江会場を設定することもある）
- ・ 入国制限のある国・地域に居住する者が志願した場合、選考方法について協議

##### ② 一般選抜

- ・ 特定の高等学校で感染者が発生し、学校会場での実施が困難な場合は別途指示
- ・ 感染症の罹患等で受検できず、追試験も困難な受検生への救済措置は3月4日公表

### (3) 感染症対策の徹底等

#### ① 「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(R2. 11. 13 文部科学省事務連絡)の周知・徹底

- ・ 衛生管理マニュアル等に基づいた取組がなされているか、各学校にて改めて点検・実施
- ・ 換気の実施等は、内閣府作成の次の点を参考として、感染予防の取組を徹底  
〔寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント〕
  - ・ 基本的な感染防止対策の実施
    - ・ マスクの着用、人と人との距離の確保、3密を避ける、大声を出さない
  - ・ 寒い環境でも換気の実施
    - ・ 常時窓を少し開け、室温 18℃以上を目安
  - ・ 適度な保湿
    - ・ 湿度 40%以上を目安
- ・ 引き続き、家庭と連携して、家庭での児童生徒等の健康観察を徹底
- ・ 感染者やその家族等に対する差別や偏見、誹謗中傷の防止

#### ② 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2020. 12. 3 更新)を踏まえた「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」及び同Q&Aを改正し、周知・徹底

- ・ 保健管理等
  - ・ 気候上可能な限り常時、廊下側と窓側を対角にあけ、常時換気が困難な場合はこまめに数分間程度窓を全開。冬季も可能な限り常時換気を実施
  - ・ 暖かい服装を心がけるよう指導し、保温・防寒目的の衣類着用に柔軟に対応
  - ・ 清掃活動は、換気の良い環境でマスク着用、終了後の手洗いを指導
  - ・ 食事前後の手洗いの徹底と、食事後の会話はマスク着用を指導
- ・ 臨時休業の実施  
〔改正前〕 感染判明後最初の登校日から濃厚接触者の特定までの間、臨時休業とし、特定後は健康福祉部と協議し、継続か出席停止・特別休暇取得かを決定  
〔改正後〕 当該学校内の感染拡大の可能性等を健康福祉部等と協議し、当該校の全部又は一部の臨時休業か、感染者・濃厚接触者の出席停止・特別休暇取得かを決定。特別支援学校は、児童生徒の重症カリスクや障害の状況を考慮し慎重に判断。

#### (4) 冬季対策の予算措置

- ① 県立学校へ暖房費を追加配分
- ② 体温調整が困難な児童生徒等への対応として、空気清浄機を設置（特別支援学校）

## 2. 寄宿舎における今後の対応

- ① 年末年始は寄宿舎を閉じる予定
  - ・ 移動中や帰省後の自宅での生活における感染防止対策の徹底
  - ・ 帰寮後14日間程度を「特別健康状況確認期間」とし、毎朝の検温と記録、風邪症状の確認などについて、教職員が直接本人に確認するなどの健康観察を実施
  - ・ 感染拡大地域などからの帰寮にあたり、保護者・生徒等から、他の寄宿舎生と離れた場所で健康状態の確認希望があった場合は、近隣の宿泊施設等で健康観察を実施
- ② 各自治体における移動制限の状況によっては、近隣の宿泊施設等で滞在することなど、今後の方針を決定



## しまね特別支援教育魅力化ビジョン（案）について

### 1 策定の目的

「特別支援教育在り方検討委員会」の提言（令和2年3月）の内容及び本県の特別支援教育の現状等を踏まえ、今後の本県の特別支援教育を更に充実させるための計画を策定する。

### 2 概要（別冊）

#### （1）計画の位置づけ

「しまね教育魅力化ビジョン」に基づき、長期的な視野で特別支援教育の教育環境を充実させていくための基本的な考え方や取組の方向性を示す。

#### （2）計画の期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

※後年5年間については必要に応じて見直し

#### （3）本県が目指す特別支援教育

地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きることを目指して取り組む。

#### （4）重点取組項目

- ・多様な学びの場における教育環境の充実
- ・就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築
- ・特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

### 3 今後の予定

12月～	パブリックコメント（1ヶ月間）
2月	教育委員会会議で協議・議決
3月	文教厚生委員会で報告

# しまね特別支援教育魅力化ビジョン（案） 骨子

## I 策定の背景

### 1 島根県の特別支援教育の取組状況

「しまね特別支援教育推進プラン」（H24～R2）に基づく取組により、特別支援教育を推進。

#### 【主な成果】

- 知的障がい特別支援学校へのコース制の導入
- 特別支援学校校舎整備、分教室の設置、専門部門の設置
- 特別支援教育支援専任教員配置による小中学校への支援体制の整備
- 公立高等学校全校で校内委員会設置
- 県内4圏域で高等学校のネットワークを構築し特別支援教育を推進

### 2 障がい者や島根県の特別支援教育を取り巻く状況

#### (1) 国の動向

障害者権利条約の批准と障害者差別解消法の制定など国内法が整備。教育の分野では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築と、学習指導要領の改訂による学校と社会との連携・協働が求められている。

※特別支援学校の設置基準策定の検討が進められており、国の動向を踏まえた対応が必要。

#### (2) 障がいのある児童・生徒数の状況

○特別支援学校では知的障がいのある児童生徒を中心に在籍者数が増加しており、今後も増加が見込まれる。

〈特別支援学校の在籍者数の推移〉 (人)

	H24	H27	H28	H29	H30	R1
全障がい種	937	960	978	1,030	1,017	1,020
うち知的障がい	700	720	749	787	771	754

○小中学校では特別支援学級に在籍する児童生徒数が年々増加。

〈特別支援学級在籍者数の推移〉 (人)

		H27	H28	H29	H30	R1
知的	小学校	368	396	388	414	420
	中学校	202	213	197	214	199
自 情	小学校	296	336	395	503	537
	中学校	230	230	235	233	259
合 計		1,096	1,175	1,215	1,364	1,415

このような背景を踏まえて、特別支援教育を更に充実させるために、「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」（R3～R12）を策定。

※後年5年間については必要に応じて見直し。

## II しまね特別支援教育魅力化ビジョンの目指す方向

### 1 島根県が目指す特別支援教育

地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きることを目指して取り組む。

学校・家庭・地域が連携・協働を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の基礎を培う。

### 2 重点項目と育成したい人間像

#### (1) 重点項目

##### 1 多様な学びの場における教育環境の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実

##### 2 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発の推進

##### 3 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材育成と確保

#### (2) 育成したい人間像

##### 自立と社会参加を目指して

##### 1 夢や希望をもち、その実現に向けて、学び続けようとする人

「なりたい自分」「夢」をもち、それに向かって挑戦する中で、主体的に課題に向かい、自己選択や自己決定を行い、粘り強く学び続ける人

##### 2 人や社会とのつながりをもち、社会に参加・貢献しようとする人

自分らしく他者や社会と関わり、その中で自らの役割を見だし、社会に参加、貢献できる人

##### 3 自分の意思をもち、自分を信じ、他者を信頼し、共に生きようとする人

自分の意思をもち、他者に自分の思いを伝え、他者と共に生きる中で、自分を理解し、他者と助け合って生きていこうとする人

### Ⅲ しまね特別支援教育魅力化ビジョンにおける取組

#### 重点項目1 多様な学びの場における教育環境の充実

障がいのある子どもが、それぞれの有する力を十分に高めていけるように、障がいの程度や多様な教育的ニーズに応じた専門性の高い指導や支援を受けることが出来るように教育環境の充実を図る。

##### 取組の方向1

特別支援学校における特別支援教育の充実

##### 内 容

- (1) 職業教育と就業支援の充実
- (2) 地域と連携・協働した教育の推進
- (3) 医療依存度の高い幼児児童生徒の教育環境の整備
- (4) 教育環境の整備

##### 取組の方向2

就学前における特別支援教育の充実

##### 内 容

- (1) 市町村における相談支援体制の構築
- (2) 早期支援のための相談窓口の周知
- (3) 所（園）内体制の充実
- (4) 盲学校幼稚部の設置

##### 取組の方向3

小学校、中学校における特別支援教育の充実

##### 内 容

- (1) 発達障がいの可能生のある児童生徒への支援
- (2) 校内体制の機能強化
- (3) 特別支援学級に対する支援の継続
- (4) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進
- (5) 通級による指導での支援内容の共有

##### 取組の方向4

高等学校における特別支援教育の充実

##### 内 容

- (1) 校内体制の強化
- (2) 通級による指導の拡充
- (3) 圏域のネットワーク構築による特別支援教育の推進
- (4) 合理的配慮アドバイザーの配置
- (5) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進
- (6) ICT活用の推進

安全な学校生活のために（学校における衛生管理等）

## 重点項目 2

### 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

障がいのある子どもが、社会で活躍するための力をつけるために、早期から切れ目なく連続性のある指導や支援を受けることが出来るように、教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関の連携の促進を図る。

また、地域全体で障がいのある子どもを支援するという意識向上を図るため、特別支援教育の理解啓発を推進。

#### 取組の方向 1

切れ目ない支援

#### 内 容

- (1) 就学相談・就学先決定の充実
- (2) 学校間等での引継ぎの充実
- (3) 中学における進路指導の充実
- (4) 関係機関との連携の促進
- (5) 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進

#### 取組の方向 2

特別支援教育の理解・啓発

#### 内 容

- (1) 交流及び共同学習の充実
- (2) 地域との連携・協働を通じた理解・啓発の推進
- (3) 障がいのある子どもの保護者との連携の促進

## 重点項目 3

### 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

子どもの可能性を信じ、意欲をもって特別支援教育に取り組み、各教科や自立活動の指導についての専門性を高め、自立と社会参加を目指す子どもたちを支える教員を育成。

#### 取組の方向 1

特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

#### 内 容

- (1) 特別支援教育に関する指導力の向上
- (2) 特別支援学校における専門的指導力の向上

#### 取組の方向 2

人材育成と人材確保

#### 内 容

- (1) 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成
- (2) 特別支援教育を目指す人材の確保

## 史跡の追加指定及び登録記念物の登録について

11月20日（金）に開催された国の文化審議会（会長 佐藤 信）において、県内に所在する史跡1件の追加指定及び登録記念物1件の登録について、文部科学大臣に答申した。

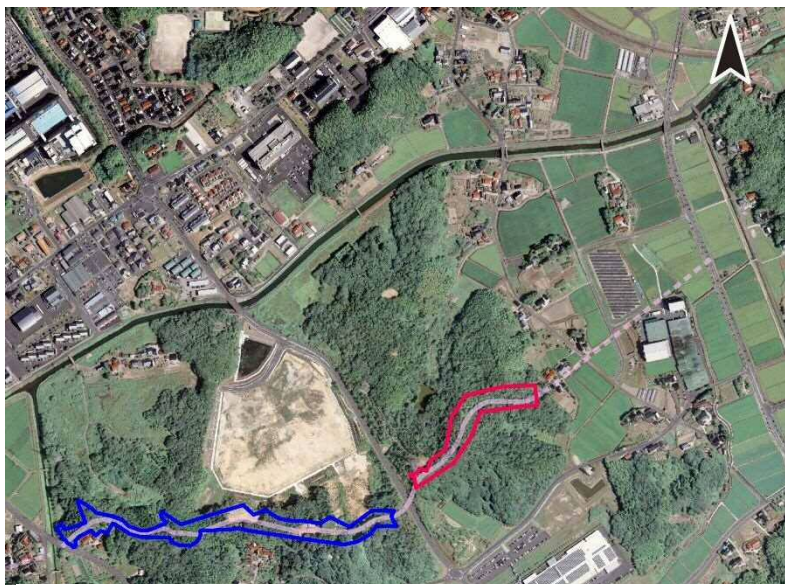
### 1. 国史跡の追加指定

#### 「出雲国山陰道跡」

##### （1）文化財の概要

- 1) 指 定：平成30年2月13日
- 2) 所 在 地：出雲市斐川町
- 3) 面 積：33,639.93 m<sup>2</sup>  
(既指定面積 21,979.47 m<sup>2</sup>、追加指定面積 11,660.46 m<sup>2</sup>)
- 4) 所 有 者：出雲市、個人
- 5) 年 代：古代
- 6) 追加指定理由

出雲国山陰道跡は、7世紀後半から8世紀にかけて都を起点に全国に張りめぐらされた七道駅路の一つ。延長1kmにわたって古代官道跡の痕跡を良好に留めている。当時の多彩な土木技術を知ることができ、また、『出雲国風土記』に記載される当時の道路網や、沿線の官衙・寺院などと照合できる事例として、史跡指定された。この度、発掘調査によって価値が明らかになった約350mの道路の延長部分について追加指定を行う。



史跡出雲国山陰道跡（青が既指定地、赤が追加指定地）

## 2. 登録記念物（名勝地関係）の登録

### 「<sup>よめがしま</sup>嫁ヶ島（<sup>かしま</sup>蚊島）」

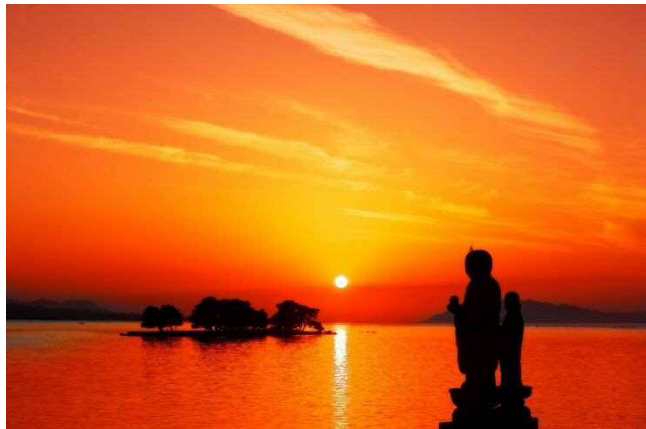
#### （1）文化財の概要

- 1) 所在地：松江市浜乃木町字嫁島等
- 2) 所有者：民有地、河川区域
- 3) 面積：29,847.86 m<sup>2</sup>
- 4) 登録理由

嫁ヶ島は東西約 110m、南北約 30mの宍道湖唯一の島である。『出雲国風土記』に黒土からなる「蚊島」として記載され、中世には「蚊島」から「<sup>かしま</sup>嫁島」に転化し、島の成り立ちを語る伝説とともに「嫁ヶ島」の島名が定着したものと考えられる。古代から由緒ある名所であり、夕陽に映え宍道湖に浮かぶ風景は広く親しまれている。現代の景勝地として意義深い。



嫁ヶ島



夕暮れの嫁ヶ島の情景

#### 【参考】

1. 今回の登録で、県内の登録記念物（名勝地関係）は7件となり、松江市内では初めての登録となる。
2. 県内の登録記念物（名勝地関係）は、これまでに庭園6件が登録されており、庭園以外の名勝地としては初の登録となる。

#### 登録記念物（名勝地関係）とは

公園、庭園その他の名勝地（名勝及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後50年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの